

五 指定知的障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定知的障害者更生施設等の指定を受けたとき。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行った指定知的障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定知的障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十五条の三十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき。
- 二 第十五条の二十九の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

### 第三節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護等)

第十五条の三十二 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。

(福祉の措置)

第十五条の三 市町村は、必要に応じ、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜

2| 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

(施設入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により第十五条の十一の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当

を必要とする十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設（以下この項において「知的障害者デイサービスセンター等」という。）に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を採ることが出来る。

3| 都道府県は、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県の設置する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「知的障害者更生施設等」という。）に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県以外の者の設置する知的障害者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を採ることが出来る。

4| 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることが出来る。

第十六条 援護の実施者は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 知的障害者を当該地方公共団体の設置する知的障害者援護施設に入所させ、若しくはそれを利用してその援護を行い、又は他の地

該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者援護施設若しくは心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第七條第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 援護の実施者は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

3 援護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を採ることができる。

（福祉事務所長への委任）

第十七條 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五條の三第一項、第二項及び第四項並びに前條第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

（措置の解除に係る説明等）

第十七條 市町村長は、第十五條の三十二又は前條第一項の措置を解除

（措置の解除に係る説明等）

第十七條の二 都道府県知事又は市町村長は、第十五條の三又は第十六

する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合において、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十七条の二 第十五条の三十二又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(受託義務)

第二十一条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者は、第十五条の三第二項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設とする。

条第一項若しくは第三項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十七条の三 第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(連絡及び調整)

第十七条の四 関係地方公共団体は、第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

(受託義務)

第二十一条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者は、第十五条の三第一項から第三項まで又は第十六条第一項第二号若しくは第三項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、第十五条の三第二項の措置に係る者を通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(知的障害者通勤寮)

第二十一条の八 知的障害者通勤寮は、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十三条第二項の規定により市町村が設置する知的障害者福祉司に要する費用

一の二 第十五条の五又は第十五条の七の規定により市町村が行う居室生活支援費又は特例居室生活支援費の支給に要する費用

一の三 第十五条の十一の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用

一の四 第十五条の三十二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

二 第十六条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

二 第十三条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

(知的障害者通勤寮)

第二十一条の八 知的障害者通勤寮は、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条第二項の規定により市町村が設置する知的障害者福祉司に要する費用

一の二 第十五条の三第一項及び第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

二 第十六条(第三項を除く。)の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

二の二 第十五条の三第三項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第一号の三の費用（知的障害者通勤療支援に係る施設訓練等支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同條第二号の費用（第十六條第一項第二号の規定による行政措置（知的障害者通勤療に係るものを除く。）に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その四分の一

二 第二十二條第一号の三の費用（第九條第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）についての施設訓練等支援費の支給（知的障害者通勤療支援に係るものを除く。）に要する費用に限る。）及び第二十二條第二号の費用（第十六條第一項第二号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置（知的障害者通勤療に係るものを除く。）に要する費用に限る。）については、その十分の五

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一  
2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

三 第十六條（第三項を除く。）の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設を除く。）の設置に要する費用については、その四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用について、その四分の一以内を補助することができる。

- 一 第二十二條第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第一号の四の費用（知的障害者地域生活援助及び第十五条の三十二第二項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一以内
- 二 第二十二條第一号の二の費用（第十五条の五又は第十五条の七の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）に要する費用に限る。）及び第二十二條第一号の四の費用（居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。）については、その十分の五以内

（国の負担及び補助）

第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第一号の三の費用（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）
- 二 第二十二條第二号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用
- 三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

四 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知

（国の負担及び補助）

第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

- 一 第二十二條第二号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
- 一の二 第二十二條第三号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設定及び運営に要する費用を除く。）
- 二 第二十三條第三号の費用のうち、第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用
- 三 第二十三條第四号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知

的障害者授産施設の設置に要する費用

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、同條第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）及び同條第一号の四の費用（第十五條の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同條第二項の行政措置に要する費用を除く。）については、その二分の一以内を補助することができる。

（費用の徴収）

第二十七條 第十五條の三十二又は第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（準用規定）

第二十七條の二 社会福祉法第五十八條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第四号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第二十七條の三（略）

（不正利得の徴収）

第二十七條の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援

的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三條第二号の二の規定により都道府県が支弁した費用について、その二分の一以内を補助することができる。

（費用の徴収）

第二十七條 第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、入所に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（準用規定）

第二十七條の二 社会福祉法第五十八條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第二十七條の三（略）



費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八条において「居宅生活支援費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（租税その他公課の非課税）

第二十七条の五 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（受給権等の保護）

第二十八条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（町村の一部事務組合等）

第二十九条 （略）

（町村の一部事務組合等）

第二十八条 （略）

（援護の実施者が変更した場合の経過規定）

第二十九条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施者が変

(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(条例による過料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

(更生援護の特例)

更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、変更前の援護の実施者がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施者がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行われ、又は行われるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

附則

(援護の措置の特例)

3| 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十六条（第一項第二号に限る。）及び第二十二條から第二十七條までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

3| 援護の実施者は、児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童について、第十六条第一項第二号の措置を採ることができる。

4| 前項に規定する児童は、第十条第四項及び第十三条第二項の規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

5| (昭和六十年度的特例)

5| 第二十六条第一項の規定の昭和六十年度的適用については、同項第一号及び第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

6| (昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

6| 第二十六条第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項第一号及び第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

7| (民生委員法の一部改正)

7| (略)

8| (厚生省設置法の一部改正)

8| (略)

9| (社会福祉事業法の一部改正)

9| (略)

10|

(入湯税法の一部改正)  
(略)